

令和3年6月17日

学生・教職員の皆さま

東京家政学院大学
新型コロナウイルス対策本部長
学長 鷹野 景子

6月21日からの活動制限指針レベル3への引き下げについて

このことについて、政府の緊急事態宣言の解除に対応し、新型コロナウイルス感染症の発生状況、教育・研究活動の適切な継続等を総合的に判断し、6月21日からは、活動制限指針を「レベル3」に引き下げます。

なお、今後、政府または東京都の方針が変更された場合には、これに対応して本学活動制限指針のレベルを変更する可能性があります。

レベル3におけるそれぞれの活動制限指針は下記のとおりです。詳細につきましては担当部局より改めてご連絡をいたします。

記

1. 教育活動(授業・試験等)

教室等の収容人数に制限を設け、対面授業を基本とします。

- ・ 千代田三番町キャンパスでは、教室の定員に基づき各科目の登校者数を制御するため、分散登校を実施いたします。
- ・ 町田キャンパスでは、原則、対面授業を行います。

なお、一部授業については、授業運営の都合、教材準備の手配等、個々の事情を踏まえたうえで、対面授業を再開いたします。

2. 学生・大学院生の入構

感染拡大防止に最大限の配慮をし、入構を認めます。

3. 学生の課外活動

大学が必要と認めた活動のみ実施できます。大学が許可した場所における一定の人数・時間の活動について、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で認めます。引き続き、大人数の活動・遠征は禁止します。

その他の項目については、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京家政学院大学活動制限指針」を確認してください。

以上